



令和 **8** 年度

住宅・建築物需給一体型等省エネルギー投資促進事業費

Z E B 化診断・計画策定支援事業

公募要領

2026年5月

補助金を申請及び受給される皆様へ

一般社団法人 環境共創イニシアチブ（以下「S I I」という。）が取り扱う補助金は、公的な国庫補助金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められます。当然ながら、S I Iとしても厳正に補助金を執行するとともに、虚偽や不正行為に対しては厳正に対処いたします。

当事業の補助金の交付を申請する方、採択されて補助金を受給される方は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）」、及びS I Iが定める「令和8年度 住宅・建築物需給一体型等省エネルギー投資促進事業費 Z E B化診断・計画策定支援事業 交付規程（以下「交付規程」という。）」をよくご理解のうえ、また以下の点についても十分にご認識いただいたうえで補助金受給に関する全ての手続きを適正に行っていただきますようお願いいたします。

①	補助金に関係する全ての提出書類において、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
②	偽りその他の不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、S I Iとして、補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。なお、事業に係る取引先（請負先、委託先以降も含む）に対して、不明瞭な点が確認された場合、補助金の受給者立ち会いのもとに必要な応じ現地調査等を実施します。その際、補助金の受給者から取引先に対して協力をお願いしていただくこととします。
③	②の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取消を行うとともに、受領済の補助金のうち取消対象となった額に加算金（年10.95%の利率）を加えた額をS I Iに返還していただき、当該金額を国庫に返納します。また、S I Iから新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表することがあります。
④	補助金に係る不正行為に対しては、補助金適正化法第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨が規定されています。あらかじめ補助金に関するそれら規定を十分に理解したうえで本事業の申請手続きを行うこととしてください。
⑤	S I Iから補助金の交付決定を通知する前に、既に発注等を完了させた事業等については、補助金の交付対象とはなりません。
⑥	補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合、若しくは補助事業の一部を第三者に委託し又は第三者と共同して実施しようとする場合の契約（契約金額100万円未満のものを除く）に当たっては、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方とすることは原則できません（補助事業の実施体制が何重であっても同様）。
⑦	補助金で取得、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を、当該取得財産等の処分制限期間内に処分しようとするときは、事前に処分内容等についてS I Iの承認を受けなければなりません。また、その際補助金の返還が発生する場合があります。なお、S I Iは、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。 ※ 処分制限期間とは、導入した機器等の法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）に定める年数）の期間をいう（以下同じ）。 ※ 処分とは、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供することをいう。
⑧	補助事業に係る資料（申請書類、S I I発行文書、経理に係る帳簿及び全ての証拠書類）は、補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む）の日の属する年度の終了後5年間いつでも閲覧に供せるよう保存してください。
⑨	S I Iは、交付決定後、採択分については、事業者名、事業概要等を公表することがあります（個人・個人事業主を除く）。

目次

1. はじめに

P. 3

- 1-1. 事業趣旨 P. 4
- 1-2. ZEBの定義 P. 5

2. 事業概要

P. 8

- 2-1. 事業概要 P. 9
 - (1) 補助金名 P. 9
 - (2) 事業規模と想定採択件数 P. 9
 - (3) 補助対象事業 P. 9
 - (4) 補助対象事業者 P. 9
 - (5) 交付要件 P. 9
 - (6) 事業スキーム P. 10
 - (7) 申請者 P. 10
 - (8) 共同事業実施規約 P. 10
 - (9) 補助対象経費 P. 11
 - (10) 補助率及び補助金額の上限 P. 11
 - (11) 他の補助金との調整 P. 11
 - (12) 公募方法 P. 12
 - (13) 公募期間 P. 12
- 2-2. 事業スケジュール P. 13
 - (1) 事業期間 P. 13

3. 事業要件

P. 14

- 3-1. 補助対象建築物 P. 15
- 3-2. 補助対象事業 P. 16
- 3-3. 補助対象経費 P. 17
- 3-4. 個人情報の取得及び提供に係わる同意 P. 18

4. 事業の実施

P. 20

- 4-1. 事業フロー P. 21
- 4-2. 公募～交付決定 P. 22
 - (1) 事業の公募 P. 22
 - (2) 交付申請 P. 22
 - (3) 審査 P. 22
 - (4) 交付決定 P. 22
- 4-3. 補助事業の開始・遂行 P. 23
- 4-4. 補助事業の完了 P. 23
- 4-5. 実績報告及び確定検査 P. 23
- 4-6. 額の確定及び補助金の支払い P. 23
- 4-7. 交付決定の取消、補助金の返還、罰則等 P. 24
- 4-8. 事業成果の情報開示 P. 24

5. 交付申請の方法

P. 25

- 5-1. 申請について P. 26
 - (1) 申請方法 P. 26
 - (2) 公募期間 P. 26

1. はじめに

1-1. 事業趣旨

Z E Bの実現・普及は、我が国のエネルギー需給の抜本的改善の切り札となる等、極めて社会的便益が高いものであり、経済産業省資源エネルギー庁は、2015年4月に「Z E Bロードマップ検討委員会」を設置し、同委員会のとりまとめの一部として、同年12月に「Z E Bの定義」と「実現・普及に向けたロードマップ」を公表した。その後、2020年10月、政府による2050年脱炭素社会宣言が行われ、同年12月に公表されたグリーン成長戦略では、Z E Bの普及推進の必要性が述べられた。2021年に閣議決定された「第6次エネルギー基本計画」では、『2030年度以降に新築される建築物についてZ E B基準の水準の省エネルギー性能の確保^{※1}を目指す』とする政策目標を設定している。そして、2025年2月に閣議決定された「第7次エネルギー基本計画」においても、引き続き2050年ストック平均でのZ E B基準の水準の省エネルギー性能の確保に向けた施策の方向性が示されている。

また、2025年4月から全ての新築非住宅建築物において省エネ基準への適合が義務化された。ここから更に2030年度目標の達成に向け、Z E Bへの関心や必要性を広めZ E Bを建築するプレイヤーの裾野拡大に取り組むことが引き続き重要である。

Z E B化の推進には多くの課題が残されており、特にストック平均でのZ E B基準の水準の省エネルギー性能確保にむけては、既存建築物の大規模修繕計画の中に、Z E B化に資する省エネ改修を整合性を持って組み込むことが求められる。しかしながら竣工時からの設備変更や運用の実態が不透明なケースも多く、正確な現状の把握から対応が必要となり、予算や工数の観点から対応を躊躇する等、実現に向けた障壁が多いのが現状である。

本事業では、こうした諸課題を解決するための初動段階として、Z E B化に向けた詳細な診断及び計画策定を支援する。専門的知見に基づくZ E B化診断を行うことで、Z E B化に向けた課題を可視化し、合理的かつ具体的な導入計画を構築する。Z E B化に向けた建築主の意思決定を後押しし、確実なZ E B建築物の増加へと繋げ、当事業を活用した診断・計画策定事例を収集・公表することでZ E Bの実現、拡大に寄与するものである。

※1：建築物について、再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量を現行の省エネルギー基準値から用途に応じて30%又は40%（小規模建築物については20%）削減。

※2：W E Bプログラムは、国立研究開発法人建築研究所のホームページに公開されている。

- 第6次エネルギー基本計画：https://www.enecho.meti.go.jp/category/others/basic_plan/past.html
- 第7次エネルギー基本計画：https://www.enecho.meti.go.jp/category/others/basic_plan/
- Z E B（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）に関する情報公開について：https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/support/index02.html
- 設計実務者向けZ E B設計ガイドライン、ビルオーナー等事業者向けパンフレット公開ページ：https://sii.or.jp/zeb/zeb_guideline.html

1-2. ZEBの定義

【注意】 下記はZEBロードマップ検討委員会及びZEBロードマップフォローアップ委員会とりまとめにおけるZEBの定義であり、本事業の要件とは異なる。※本事業の要件についてはP. 8以降を確認すること。

2015年12月に公表された「ZEBロードマップ検討委員会とりまとめ」（経済産業省 資源エネルギー庁）により、ZEBについての定義が示された。また、2019年3月に公表された「平成30年度ZEBロードマップフォローアップ委員会とりまとめ」（経済産業省資源エネルギー庁）により、大規模な建築物を対象とした新たな定義が追加された。

【ZEBとは（定性的な定義）】

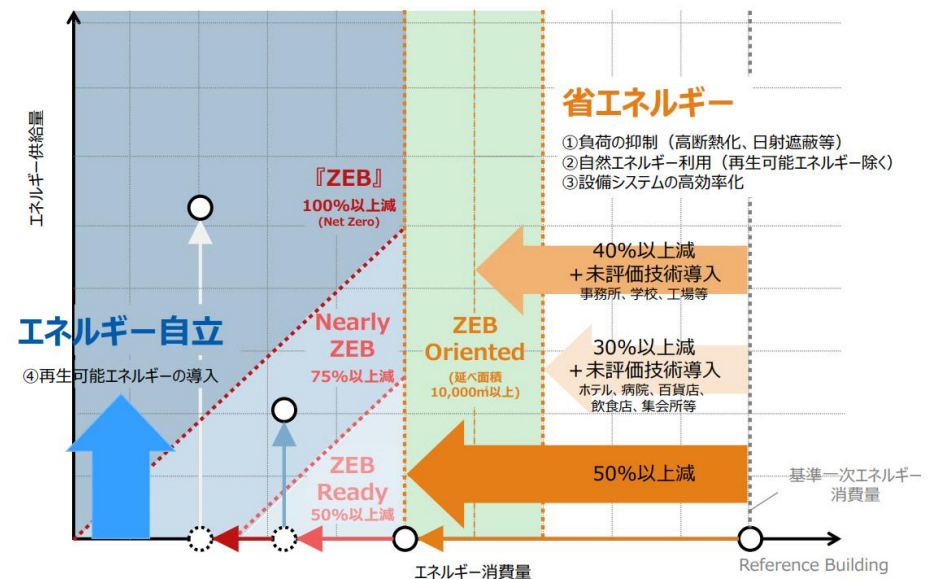
ZEBとは、「先進的な建築設計によるエネルギー負荷の抑制やパッシブ技術の採用による自然エネルギーの積極的な活用、高効率な設備システムの導入等により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギー化を実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、エネルギー自立度を極力高め、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した建築物」とする。

特にZEBの設計段階では、断熱、日射遮蔽、自然換気、昼光利用といった建築計画的な手法（パッシブ手法）を最大限に活用しつつ、寿命が長く改修が困難な建築外皮の省エネルギー性能を高度化した上で、建築設備での高度化を重ね合わせるといった、ヒエラルキーアプローチの設計概念が重要である。

ZEBの実現・普及に向けて、以下のとおりZEBを定義する。

『ZEB』	年間の一次エネルギー消費量が正味ゼロまたはマイナスの建築物
Nearly ZEB	『ZEB』に限りなく近い建築物として、ZEB Readyの要件を満たしつつ、再生可能エネルギーにより年間の一次エネルギー消費量をゼロに近付けた建築物
ZEB Ready	『ZEB』を見据えた先進建築物として、外皮の高断熱化及び高効率な省エネルギー設備を備えた建築物
ZEB Oriented	ZEB Readyを見据えた建築物として、外皮の高性能化及び高効率な省エネルギー設備に加え、更なる省エネルギーの実現に向けた措置を講じた建築物

なお、「ZEB」はNearly ZEB、ZEB Ready、ZEB Orientedを含めた広い概念を表すものとし、Nearly ZEB、ZEB Ready、ZEB Orientedを含めず狭義の「一次エネルギー消費量が正味ゼロまたはマイナスの建築物」の意味で用いる場合には『ZEB』と表現する。



(出所) 平成30年度ZEBロードマップフォローアップ委員会とりまとめ
(経済産業省 資源エネルギー庁)

【注意】 下記はZEBロードマップ検討委員会及びZEBロードマップフォローアップ委員会とりまとめにおけるZEBの定義であり、本事業の要件とは異なる。
※本事業の要件についてはP. 8以降を確認すること。

【ZEBの判断基準（定量的な定義）】

ZEBは、以下の定量的要件を満たす建築物とする。

		非住宅 ^{※1} 建築物						
		①建築物全体評価			②建築物の部分評価 (複数用途 ^{※2} 建築物の一部用途に対する評価) ^{※3}			
		評価対象における基準値からの 一次エネルギー消費量 ^{※4} 削減率		その他の要件	評価対象における基準値からの 一次エネルギー消費量 ^{※4} 削減率		その他の要件	
		省エネのみ	創エネ ^{※5} 含む		省エネのみ	創エネ ^{※5} 含む		
『ZEB』		50%以上	100%以上	-	50%以上	100%以上	・ 建築物全体で基準値から創エネを除き20%以上の一次エネルギー消費量削減を達成すること	
Nearly ZEB		50%以上	75%以上		50%以上	75%以上		
ZEB Ready		50%以上	75%未満		50%以上	75%未満		
ZEB Oriented	建築物用途	事務所等、学校等、工場等	40%以上	-	・ 建築物全体の延べ面積 ^{※1} が10,000㎡以上であること ・ 未評価技術 ^{※6} を導入すること ・ 複数用途建築物は、建物用途毎に左記の一次エネルギー消費量削減率を達成すること	40%以上	-	・ 評価対象用途の延べ面積 ^{※1} が10,000㎡以上であること ・ 評価対象用途に未評価技術 ^{※6} を導入すること ・ 建築物全体で基準値から創エネを除き20%以上の一次エネルギー消費量削減を達成すること
		ホテル等、病院等、百貨店等、飲食店等、集会所等	30%以上	-		30%以上	-	

※1 建築物省エネ法上の定義（非住宅部分：政令第3条に定める住宅部分以外の部分）に準拠する。

※2 建築物省エネ法上の用途分類（事務所等、ホテル等、病院等、百貨店等、学校等、飲食店等、集会所等、工場等）に準拠する。

※3 建築物全体の延べ面積が10,000㎡以上であることを要件とする。

※4 一次エネルギー消費量の対象は、平成28年省エネルギー基準で定められる空気調和設備、空気調和設備以外の機械換気設備、照明設備、給湯設備及び昇降機とする（「その他一次エネルギー消費量」は除く）。また、計算方法は最新の省エネルギー基準に準拠した計算方法又はこれと同等の方法に従うこととする。

※5 再生可能エネルギーの対象は敷地内（オンサイト）に限定し、自家消費分に加え、売電分も対象に含める。（但し、余剰売電分に限る。）

※6 未評価技術は公益社団法人空気調和・衛生工学会において省エネルギー効果が高いと見込まれ、公表されたものを対象とする。

(出所) 平成30年度ZEBロードマップフォローアップ委員会とりまとめ
(経済産業省 資源エネルギー庁)

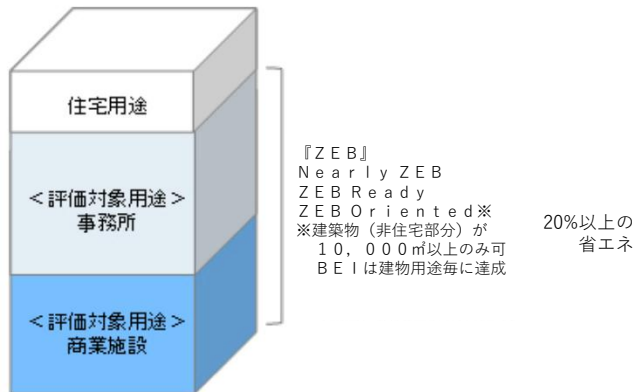
【注意】 下記はZEBロードマップ検討委員会及びZEBロードマップフォローアップ委員会とりまとめにおけるZEBの定義であり、本事業の要件とは異なる。※本事業の要件についてはP. 8以降を確認すること。

【複数用途建築物におけるZEBの評価方法】

- (1) 複数用途建築物におけるZEBの対象範囲
以下のAとBのいずれか、又は両方とする。
A) 建築物（非住宅部分）全体
B) 建築物（非住宅部分）のうち一部の建物用途¹（※1）
- (2) 建築物（非住宅部分）全体におけるZEBの判断基準（定量的な定義）
対象範囲において、『ZEB』、Nearly ZEB、ZEB Ready、ZEB Oriented（※2）いずれかの定量的要件を満たすこと。
- (3) 一部の建物用途におけるZEBの判断基準（定量的な定義）
以下の①及び②の定量的要件を満たす建築物（非住宅部分）とする。
① 対象範囲の建物用途において、『ZEB』、Nearly ZEB、ZEB Ready、ZEB Oriented（※3）いずれかの定量的要件を満たすこと。
② 建築物全体（評価対象外を含む非住宅部分）において、再生可能エネルギーを除き、基準一次エネルギー消費量から20%以上の一次エネルギー消費量を削減すること。

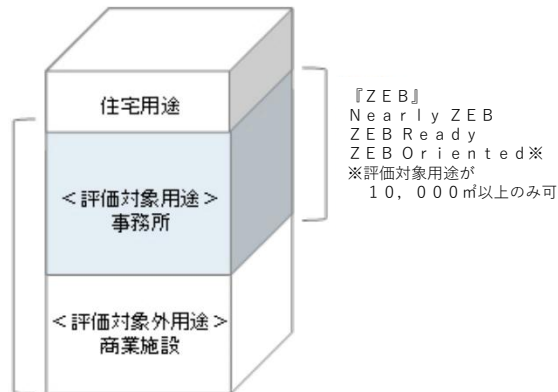
■複数用途建築物におけるZEBの評価イメージ

A. 建築物（非住宅部分）全体を評価する場合



B. 一部の建物用途を評価する場合

[建築物（非住宅部分）全体の延べ面積が10,000㎡以上を満たす建築物が対象となる。]



※1 一部の建物用途を評価する場合、建築物（非住宅部分）全体の延べ面積²が10,000㎡以上であることを要件とする。

※2 ZEB Orientedは一次エネルギー消費量削減の基準を建物用途毎に達成することを要件とする。

※3 ZEB Orientedは対象範囲の建物用途の延べ面積が10,000㎡以上であることを要件とする。

1 本定義における複数用途の定義は、建築物省エネ法上の用途分類（事務所等、ホテル等、病院等、百貨店等、学校等、飲食店等、集会所等、工場等）に準拠する。

2 本定義における延べ面積の定義は、建築物省エネ法上の定義に準拠する。

2. 事業概要

2-1. 事業概要

(1) 補助金名

令和8年度「住宅・建築物需給一体型等省エネルギー投資促進事業費（Z E B化診断・計画策定支援事業）」
※略称：令和8年度Z E B診断事業（以下「本事業」という。）

(2) 事業規模と想定採択件数

事業規模：約1億円
想定採択件数：約100件

(3) 補助対象事業

本事業の交付要件を満たし、日本国内の既存建築物に対してZ E B化に向けた診断及び診断結果に基づく計画策定を行う事業を対象とする。

(4) 補助対象事業者

日本国内の既存建築物において、**Z E B化診断・計画策定業務を受注するZ E Bプランナー**※を補助事業者とする。
補助事業者は診断・計画策定を受ける対象建築物の登記簿上の所有者又は改修を実質的に判断できる権利を有するもの（以下「共同事業者」という。）と「共同事業実施規約」を交付申請時点で締結すること。なお、補助事業の手続きは補助事業者が行うものとする。
※令和8年度「住宅・建築物需給一体型等省エネルギー投資促進事業費（Z E B実証事業）」（以下「Z E B実証事業」という。）におけるZ E Bプランナー（フェーズ3）登録制度において登録されたZ E Bプランナーとする。
なお、令和7年度までのZ E Bプランナー（フェーズ2）登録制度において登録済みの場合、本事業への交付申請時点で令和8年度Z E Bプランナー実績報告及びフェーズ3への継続登録手続きを完了していること。

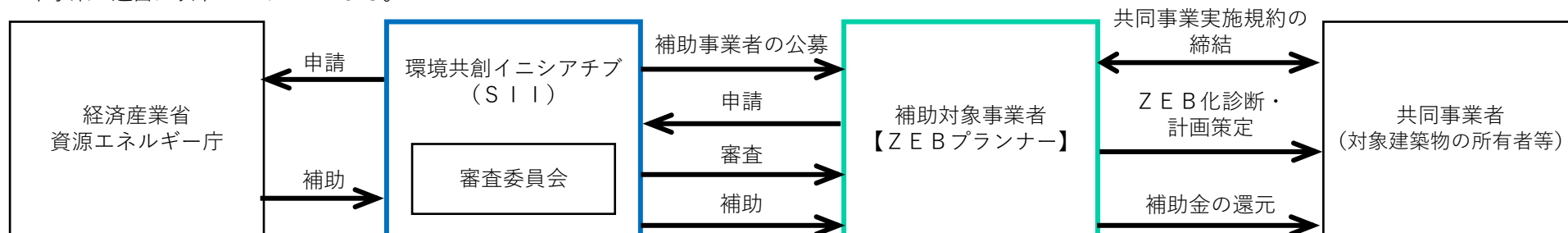
(5) 交付要件

以下の要件を全て満たすこと。

- ① 申請時点において「Z E Bプランナー（フェーズ3）」に登録済みの法人で、国内の既存建築物に対するZ E B化診断・計画策定を受注するもの。
- ② 本事業の趣旨に基づき、申請情報やZ E B化診断・計画策定結果を調査、分析のうえ開示、公表することについて承諾していること。
- ③ 申請者は共同事業者と「共同事業実施規約」を締結した状態で交付申請を実施すること。
- ④ 経済産業省からヒアリングや追加報告等の要請がある際は求めに応じること。
- ⑤ 補助事業の遂行能力（社会的信用、資力、執行体制等が整い、事業の継続性が担保されていること）を有すること。
- ⑥ 経済産業省から補助金等停止措置又は指名停止措置が講じられていない者の申請による事業であること。また、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする（契約金額100万円未満のものを除く）に当たっては、経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置（https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/shimeiteishi.html）が講じられている事業者を相手方とすることはできないので注意すること。その他、公的資金の交付先として社会通念上適切と認められない補助事業者及び共同事業者からの申請は対象外とする。

(6) 事業スキーム

本事業の運営は以下のスキームによる。



(7) 申請者

本事業の申請者は、以下の条件を満たす申請に限り、原則は単独申請とする。

申請者	留意事項	備考
ZEBプランナー	<ul style="list-style-type: none"> ZEB実証事業におけるZEBプランナー（フェーズ3）登録済みの法人であること。 令和7年度までのZEBプランナー（フェーズ2）に登録済みの法人の場合、本事業への交付申請時点で令和8年度ZEBプランナー実績報告及びフェーズ3への継続登録手続きを完了していること。 <p>※ZEBプランナー（フェーズ3）登録制度についての詳細は「ZEBプランナー（フェーズ3）公募要領」を参照すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1つの評価対象範囲に対して、1件の申請のみ受け付け、複数のZEBプランナーによる同一建築物・同一範囲に対する申請があった場合、当該申請は取下げとする。 ZEBプランナー1社が複数の事業を申請する場合、事業ごとに申請を行うこと。 複数のZEBプランナーにて1件の事業を共同で実施する場合、共同申請を可とする。 ZEBプランナーの自己負担のみ（対象建築物の所有者等の費用負担なし）で行う場合は補助対象外とする。

(8) 共同事業実施規約について

申請者と共同事業者は、本事業の補助金を利用するにあたり、SII指定様式「共同事業実施規約」により、以下の項目について取り決めを行い、交付申請時点で締結を完了していること。

- ✓ 必要な証明書類の提出等、協力して補助事業を実施すること
- ✓ 補助金の受取方法（①補助事業に係る契約代金に充当、または、②申請者から共同事業者へ現金で支払う）
- ✓ 補助金の申請ができなかった又は交付を受けられないこととなった場合の負担の範囲とその方法
- ✓ 補助事業実施上の遵守事項を遵守すること

(9) 補助対象経費

補助対象とする経費は、Z E B化診断・計画策定の実施に直接に必要な下記の費用（詳細はP. 17参照）とする。

- 現地調査に直接要する経費
- 省エネルギー性能算定に要する経費
- 診断・計画策定に要する経費
- 証拠書類・エビデンス整備に要する経費
- 改修計画の費用算定に要する経費
- 診断・計画提案資料作成に要する経費
- その他、Z E B化診断・計画策定行為の成立に不可欠であると認められる経費 等

※消費税は補助対象外とする。

(10) 補助率及び補助金額の上限

補助率 : 補助対象経費の1/2以内とする。
※補助金額は小数点以下（1円未満）を切り捨てとする。

補助金額の上限 : 200万円/件

補助金額の下限 : 20万円/件

(11) 他の補助金との調整

補助対象経費には、国からの他の補助金（補助金適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む）と重複する対象経費は含まないこと。

なお、Z E B化診断・計画策定事業の活用を通じて、Z E B実証事業及びその他Z E B化工事等に対する補助事業に申請を行う場合、設計費等に重複が発生しないようにすること。

(12) 公募方法

公募期間を定め、先着順に交付申請を受け付ける。申請はメールによる申請書類の提出とする。

- 申請の受付は、公募期間内の平日（月曜～金曜）のみ行い、毎日17時に締めたうえ、締め時間以降の申請は翌日申請として受け付ける。
- 公募期間中に申請金額の合計が予算に達した際は、その当該日（17時締切）に届いた不備・不足のない申請を対象として抽選を行い、受付対象を決定する。抽選結果は、申請受理日から1週間以内に申請者に通知する。
- S I I では、申請状況を鑑み、必要に応じて受付可能な補助金の残額をホームページで公表する。
- 申請内容等に不備・不足がある場合や事業遂行が困難であるとS I I が判断した場合、申請を受理しない。

(13) 公募期間

2026年6月26日（金）～2026年10月16日（金）17：00締切

※予算状況に応じて、早期に公募期間を終了する可能性がある。

2-2. 事業スケジュール

(1) 事業期間

交付決定を受けた補助事業者は、交付決定日以降にZEB化診断・計画策定の契約を締結し、期日までに実績報告をSIIに提出すること。

フェーズ	期日	備考
交付申請	<ul style="list-style-type: none"> 交付申請時点において、ZEBプランナー（フェーズ3）登録を完了すること。 ZEBプランナー（フェーズ3）の初回登録・公表予定日は以下のとおり。 ZEBプランナー初回公表日：2026年6月5日（金） 	<ul style="list-style-type: none"> ZEBプランナー（フェーズ3）登録制度についての詳細は「ZEBプランナー（フェーズ3）公募要領」を参照すること。 令和7年度までのZEBプランナー（フェーズ2）に登録済みの法人の場合、令和8年度ZEBプランナー実績報告及びフェーズ3への継続登録手続きを完了していること。
交付決定	<ul style="list-style-type: none"> 申請を受理した日から1か月程度を目途に都度交付決定を行う。 最終交付決定日は以下のとおり。 最終交付決定日：2026年11月20日（金） 	<ul style="list-style-type: none"> 申請が集中した場合や申請に不備等がある場合、申請内容に対するSIIからの問い合わせへの回答に時間を要した場合、交付決定までに1か月以上を要する可能性がある。 最終交付決定日までに審査が完了しなかった場合、当該申請は取下げとなる。
事業着手・完了	<ul style="list-style-type: none"> SIIから交付決定を受けた日より、ZEB化診断・計画策定の契約の締結が可能となる。 共同事業実施規約を締結した建築物の所有者に対し、ZEB化診断・計画策定成果物の引き渡しを完了し支払いを受けた時点をもって事業完了とする。最終の事業完了日は以下のとおり。 最終事業完了日：2026年12月28日（月） 	<ul style="list-style-type: none"> 交付決定前に契約した場合、補助事業は取下げとなる。 事業遂行中に交付申請内容から変更が発生する場合、必ずSIIに相談すること。
実績報告	<ul style="list-style-type: none"> 原則、事業完了日から15日以内にSIIに対し実績報告書類をメールで提出すること。 最終提出期日は以下のとおり。 最終実績報告日：2027年1月12日（火）17時 	<ul style="list-style-type: none"> 実績報告書類は採択者に対し案内予定。 実績報告書類が案内されていないため実績報告が事業完了日から15日以内に提出できない場合、案内次第速やかに提出すること。

※SIIから内容に不備・不足があると指摘を受けた場合、速やかに修正した資料を提出すること。

3. 事業要件

3-1. 補助対象建築物

本事業の交付要件（P. 9参照）を満たし、以下の建物用途に当てはまる既存建築物を補助対象建築物とする。

建築物省エネ法上の建物用途	対象用途の具体例
事務所等	事務所、公署※ ¹
ホテル等	ホテル、旅館
病院等	病院、老人ホーム、福祉ホーム※ ²
百貨店等	百貨店、マーケット
学校等	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校
飲食店等※ ³	飲食店、食堂、喫茶店
集会所等	図書館、博物館、体育館等※ ⁴

※¹：地方公共団体が所有する建築物は補助対象とし、国所有の建築物は補助対象外とする。

※²：サ高住（サービス付き高齢者向け住宅）等の老健施設は、建築確認申請の建物用途が非住宅の場合に限り申請可能とする。

※³：飲食店等とは一般飲食店に限り、キャバレー等は補助対象外とする。

※⁴：体育館等とは公益性のある体育館、公会堂、集会場に限りとする。

- **WEBプログラムの標準入力法で計算が可能な既存建築物の設備改修を対象**とし、増築及び改築等は補助対象外とする。
- **建物全体又は複数用途建築物の場合は用途評価が可能な範囲におけるZEB化診断・計画策定事業を対象**とする。
※フロア単位等、将来的にBELS評価書等で評価できない範囲に対してのみ行うZEB化診断・計画策定は不可とする。ただし、診断の結果、評価可能な範囲におけるZEB化を達成するために必要な措置が、一部のフロア等の改修に留まる場合はこの限りではない。
- 複数用途建築物に対するZEB化診断・計画策定事業の場合、評価対象範囲ごとの申請を可とする。
- 同一建築物・同一範囲に対しての申請は1回のみとする。
- 採択枠一覧にない建物用途の建築物は補助対象外とする。
例) 工場等（工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場等）、住宅（集合住宅（集合、分譲問わず）、寮、戸建住宅、別荘等）
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条1項1号及び4号に該当する建物ならびに「性風俗関連特殊営業」を主に営む建築物は補助対象外とする。

3-2. 補助対象事業

本事業の交付要件（P. 9参照）を満たし、以下に掲げる業務を実施し、成果物として客観的に確認可能な事業を補助対象とする。

項目	内容
(1) 基本情報の収集業務	<ul style="list-style-type: none"> ● 建物所有者の要望ヒアリング：課題、予算（コスト）、改修スケジュールのヒアリング ● 既存資料の入手・整理：建築図面、設備図面、仕様書等 ● エネルギーデータの整理：過去のエネルギー使用量の収集・分析 ● 現況把握：基本情報である図面・仕様書の記載と現況の整合確認（必要に応じた現地調査を含む）、設備交換・改修履歴の反映確認等
(2) Z E B化診断業務	<ul style="list-style-type: none"> ● W E Bプログラム計算：標準入力法によるW E Bプログラムを用いた既存建築物の現況における以下の算定 <ul style="list-style-type: none"> ・ 年間熱負荷係数：P A L * ・ 設備区分ごと及び対象建築物の一次エネルギー消費量の算定 ● 計算根拠の整理：入力条件と算定結果の対応関係を明確にし、第三者が追跡可能な整理 ● Z E B化診断：エネルギー消費量削減ポイント等の課題抽出及び到達可能なZ E Bランクの診断
(3) Z E B化計画策定業務	<ul style="list-style-type: none"> ● Z E B化計画：W E Bプログラムで計算可能な範囲での設備改修案の立案 ● Z E B化設計図・設計図書の作成：Z E B化計画に基づく、基本計画書、基本設計図等を作成 ● W E Bプログラム計算：標準入力法によるW E Bプログラムを用いた改修実施後を仮定した以下の算定 <ul style="list-style-type: none"> ・ 年間熱負荷係数：P A L * ・ 設備区分ごと及び対象建築物の一次エネルギー消費量の算定 ● 計算根拠の整理：入力条件と算定結果の対応関係を明確にし、第三者が追跡可能な整理 ● 改修費用の算出：立案した計画実行時に係る設計費・設備費・工事費等について算出（概算での算出も可）
(4) 診断・計画策定結果のとりまとめ	<ul style="list-style-type: none"> ● 改修計画実施による効果の明示：設備改修前後の性能比較、費用対効果の算出

3-3. 補助対象経費

補助対象・補助対象外となる経費の例は以下のとおり。交付申請時に提出する診断に要する費用の見積書は、**補助対象経費の確認のため、最低限以下の項目ごとの内訳が明確に記載されている必要がある。**

補助対象経費項目	概要
基本情報・現況把握に要する経費	P. 16 (1) に要する経費（交通費・宿泊費（上限有）等を含む）
省エネルギー性能算定に要する経費	WEBプログラム計算に要する経費 ※初回計算に係る費用のみ
診断・計画策定に要する経費	P. 16 (2) Z E B化診断 (3) Z E B化計画に要する経費 ※WEBプログラムで評価できない範囲に関する診断・計画に係る経費は除く
証拠書類・エビデンス整備に要する経費	P. 16 (2) (3) 計算根拠の整理に要する費用
改修計画の費用算定に要する経費	P. 16 (3) 改修費用の算出に要する経費
診断・計画提案資料作成に要する経費	P. 16 (4) に要する経費
その他、Z E B化診断・計画策定行為の成立に不可欠であると認められる経費	S I Iの判断により、上記に該当しないものの必要であると認められる経費

補助対象外経費項目	概要
改修工事・設計・設備に関する経費	改修計画を実施する場合の設備費・工事費等
WEBプログラム計算対象外部分の診断に関する経費	チューニング等のWEBプログラムで評価できない範囲の診断・計画に係る費用
営業・販売促進に関する経費	Z E B化診断・計画策定事業の受注に向けた広告費、外注費等
補助申請・事務手続に係る経費	本事業への申請書類の作成に係る人件費等
間接費・一般管理費	直接診断・計画策定業務に関連しない費用
その他、Z E B化診断・計画策定行為の成立に不可欠であると認められない経費	S I Iの判断により、上記に該当しない且つ必要であると認められない経費

3-4. 個人情報の取得及び提供に係わる同意

以下に示す個人情報の取得及び提供に関する内容について同意のうえ申請すること。

NO.	項目	内容
①	個人情報の取得について	S I I は本事業の実施のため、以下「②」に記載する情報を本事業の実施期間にわたり取得する。これらの取得した情報を、「③」に記載する範囲・目的で提供することに、申請者及び共同事業者は同意するものとする。S I I の個人情報保護方針は以下を確認すること。 https://sii.or.jp/privacy/
②	取得する情報	S I I は、本事業の実施期間に以下の情報を取得する。 (ア) 氏名、生年月日、住所、電話番号、メールアドレス、口座情報等の補助事業者情報 (イ) 建物所在地、地域区分、建築区分、工法種別、延べ面積等の建築地情報 (ウ) 一次エネルギー消費量（基準値、設計値、実績値）、発電量、売電量、買電量等のエネルギー使用情報 (エ) Z E B化診断結果、Z E B化計画情報 (オ) その他、本事業に必要な情報
③	利用目的	S I I は「②」で取得した情報を以下の目的で利用する。 (ア) 本事業の審査、管理、事業進捗状況の把握 (イ) S I I の各種情報案内、アンケート・調査の実施 (ウ) 国及び⑤に示す提供先への報告、省エネを目的とした調査・研究 (エ) その他、本事業の運営に必要な業務
④	第三者への提供について	取得した個人情報は、以下の場合及び「⑤」へ記載する提供先を除き、第三者への提供を行わない。提供が必要となる場合は、事前に提供先と提供目的、提供する項目等を明示し、補助事業者又は共同事業者に同意いただいたものに限る。 (ア) 法令により提供を求められた場合 (イ) 人の生命・身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、同意を得ることが困難である場合 (ウ) 国の機関又は地方公共団体又はその委託を受けたものが法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合
⑤	本事業における提供先及び利用目的、提供情報について	本事業では、別表に示す提供先及び利用目的で取得情報を提供する。各提供先に本事業で取得した情報を提供する場合は、提供元と提供先で利用目的等を明示した適切な契約締結を行うか、利用規約等への同意を求める。
⑥	匿名加工情報の提供について	本事業では、S I I が外部の研究機関等に対して、内外の経済的社会的環境に応じた安定的且つ適切なエネルギー需給構造の構築を図ること、及び住宅・建築物における脱炭素化を支援し、もって2050年までのカーボンニュートラル達成に向けて脱炭素社会の構築を推進することを目的として、「②」に記載する情報を、個人が特定できないよう匿名加工を行ったうえで、提供する場合がある。提供時には、利用目的を確認し、個人を特定するような行為を行わないことに対して同意を取得する。S I I の匿名加工情報に関するポリシーに関しては、以下を確認すること。 https://sii.or.jp/anonymouse_processing/index.html

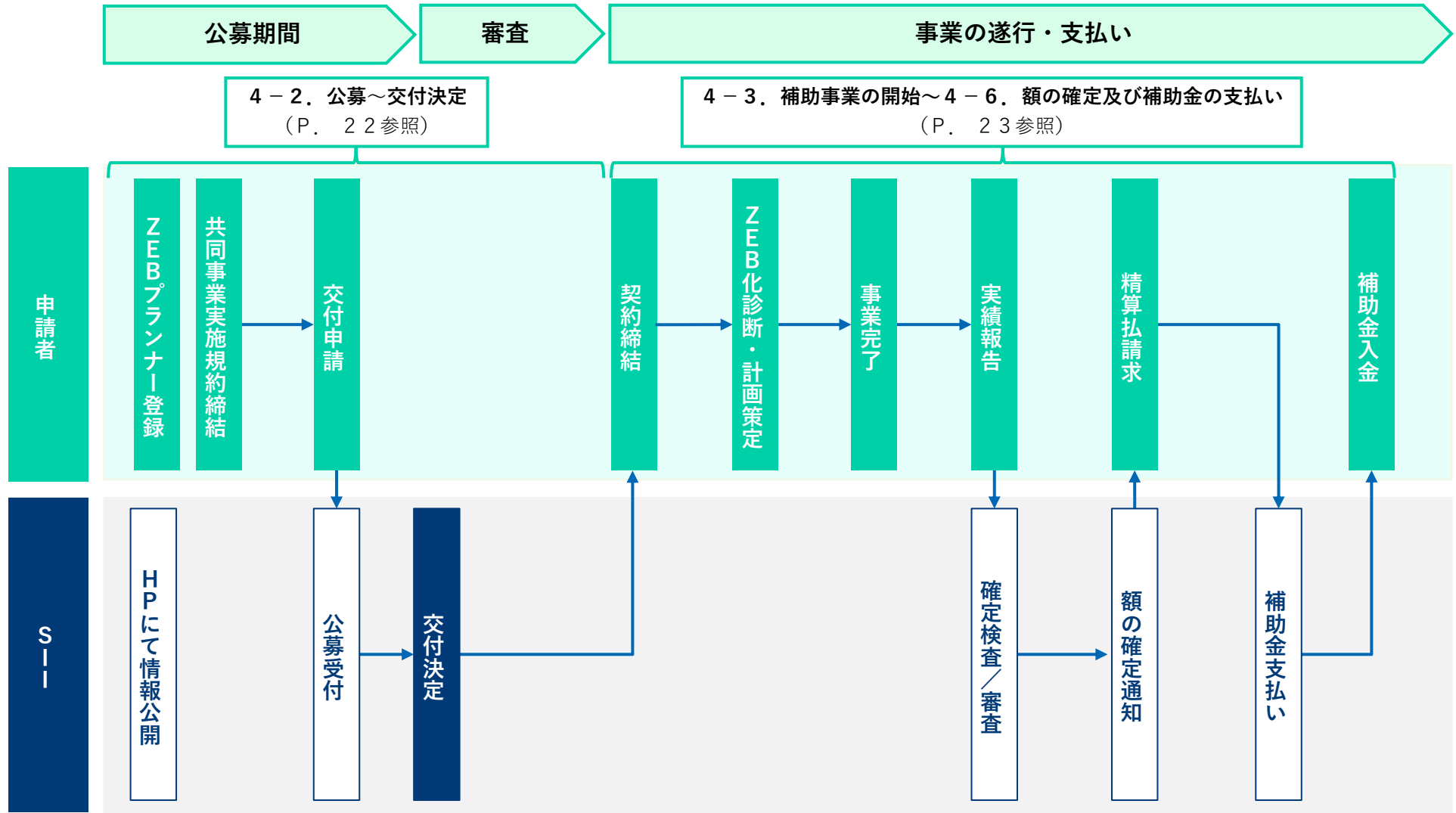
NO.	項目	内容
⑦	個人情報提供の任意性	個人情報の提出がされない場合、利用目的を遂行できないことがある。
⑧	外部委託	提供された個人情報を、個人情報に関する機密保持契約を締結している業務委託会社へ、利用目的の達成に必要な範囲で委託することがある。委託会社に対しては、適切な取扱い及び保護を行う。
⑨	開示請求等について	S I I は保有している個人データ、個人情報の利用目的の通知、個人情報の開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止等に誠実に対応する。手続きは下記の相談窓口まで連絡すること。請求内容を確認のうえ、対応する。 <相談窓口> 一般社団法人 環境共創イニシアチブ 個人情報取扱管理担当 p-support@sii.or.jp

個人情報の本事業における提供先（No. ⑧に示す外部委託先を除く）、利用目的、提供情報は以下のとおり。

	提供元	提供先	利用目的	提供情報	備考
1	S I I	国	本事業の申請状況・効果分析、外皮性能・省エネ・省CO2効果の分析、製品・サービスの研究開発、その他省エネ・省CO2に資する調査・研究	②（ア）の内、住所、（イ）（ウ）（エ）（オ）	S I I から国への提供時に匿名加工は行わない。
2	S I I	学校法人、行政機関、研究開発を業とする法人・研究者	・内外の経済的社会的環境に応じた安定的且つ適切なエネルギー需給構造の構築に対する学術・研究・調査・商品/サービス開発 ・住宅・建築物における省エネルギー化、脱炭素化を支援し、2050年カーボンニュートラル達成に向けた学術・研究・調査、商品・サービス開発	②（ア）の内、市区町村までの住所、（イ）（ウ）（エ）（オ）	—
3	S I I	建築物オーナー、不動産等を取り扱う法人、テナント、投資家	・省エネ建築物の建設、既存建築物の省エネ化の検討材料としての活用等	②（ア）の内、市区町村までの住所、（イ）（ウ）（エ）（オ）	—
4	S I I	一般	本事業の申請状況・効果分析、外皮性能・省エネ・省CO2効果の分析、製品・サービスの研究開発、その他省エネ・省CO2に資する調査・研究	②（ア）の内、市区町村までの住所、（イ）（ウ）（エ）（オ）	直接的な個人情報の掲載は行わない。

4. 事業の実施

4-1. 事業フロー



4-2. 公募～交付決定

(1) 事業の公募

S I I は、補助事業を行おうとする者に対し一般公募を行う。公募情報はS I I のホームページ (<https://sii.or.jp/>) に掲載する。

(2) 交付申請

- 申請者は公募要領を熟読のうえ、提出に必要な資料を確認し、公募期間内に申請書類や添付書類をメールにてS I I に送付すること。
申請に不備・不足がある場合は原則、申請を受理しないので注意すること。
- S I I は公募期間内に受け付けた申請を順次審査し、審査の結果、交付要件を満たしていることを確認した申請について交付決定を通知する。
- 申請後の申請内容の変更は原則認めない。変更の可能性が生じた場合は、あらかじめS I I に報告し、指示に従うこと。

(3) 審査

学識経験者を含む関係分野の専門家で構成された審査委員会で定めた審査基準に基づき、交付申請のあった申請書を審査する。

S I I は提出された申請書類を審査のうえ、必要に応じてヒアリングを実施する場合がある。

<審査項目>

- 補助事業の内容が交付要件を満たしている。
- 申請者の資金調達計画が適切であり、事業の確実性、継続性が十分である（直近の決算において、少なくとも債務超過でない）と見込まれる。
- 補助対象経費は、当該補助事業と類似の事業において同程度の規模等を有すると認められるものの標準価格等を参考として、算定されているものである。
- 補助対象経費には、国からの他の補助金（補助金適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む）が含まれない。
- **申請書類の不備、不足、誤り等で、審査の継続が不可能であるとS I I が判断した場合は不採択とする。**

(4) 交付決定

S I I は、審査の結果、交付要件を満たしていることを確認した申請について、予算の範囲で補助事業を採択し、交付決定を行う。

交付決定とは、申請書を受け付けた後、その内容が適正であると認めた旨を通知するもので、補助金の交付ならびに交付額を確定するものではない。

交付決定後、申請内容どおりに事業が実施されない等、適正な事業の実施・遂行が認められない場合には交付決定の取消しとなる場合がある。

審査の結果については、交付規程に従って採択、不採択に係わらず申請者に通知する。

（注1）審査に関する個別の問い合わせについては、一切、応じられないことを了承すること。

（注2）交付決定後の申請内容の変更、自己都合による申請の取り下げは原則認めない。

（注3）国の他の補助事業等と本事業に重複して補助対象が申請されている場合は、他の事業での申請を取下げを条件に交付決定する。

4 - 3. 補助事業の開始・遂行

補助事業者は、S I I から交付決定通知を受けた後に、共同事業者とZ E B化診断・計画策定の契約を締結する。Z E B化診断・計画策定業務の一部の外部への委託を認めるが、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方とすることは認めない。

交付申請時の内容から変更が発生する場合、必ず事前にS I I に相談し、その指示に従うこと。なお、交付決定日前に契約を行っていた場合は、交付決定の取消しとなるため注意すること。

契約締結後は速やかに対象建築物のZ E B化診断・計画策定業務を遂行すること。

4 - 4. 補助事業の完了

補助事業の完了は、補助事業者から共同事業者に対し、Z E B化診断・計画策定成果物の引き渡しを完了し、所有者から補助事業者が支払いを受けた時点となる。

共同事業者から補助事業者への支払いは、原則金融機関による振り込みとすること。

振込予約等、実際の支払いが確認できないエビデンスのみでの完了の確定は認めないため、実際の支払いを補助事業者自身で確認すること。

補助事業の最終完了日は**2026年12月28日（月）**とする。**期日までに事業完了が出来なかった場合、交付決定の取消しとなる。**

4 - 5. 実績報告及び確定検査

補助事業者は、事業完了日から15日以内又は2027年1月12日（火）17時までのいずれか早い日までに「実績報告書」をS I I にメールで提出する。

S I I は「実績報告書」の書類審査及び必要に応じて現地調査等の確定検査を行う。確定検査は、補助事業がその目的に適して公正に行われているかを判断する検査であり、補助金の額を確定するためのものである。確定検査に合格しない場合は補助金の交付ができただけでなく、交付決定の取消しの対象となり、さらに不正行為等が認められた場合は、処罰の対象となるので、事業遂行に当たっては細心の注意を払うこと。

4 - 6. 額の確定及び補助金の支払い

S I I は「実績報告書」を受理した後、補助事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に速やかに通知する。補助事業者は、補助金の額の確定後、「精算払請求書」をS I I に提出し、S I I は「精算払請求書」の受領後、補助事業者に補助金を支払う。

4-7. 交付決定の取消、補助金の返還、罰則等

交付決定後に交付申請内容が本事業の補助要件を満たさないことが発覚した等の場合は、審査の結果に係わらず交付決定の修正又は取消の措置を講じることがある。また、万一、交付規程に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意する。

- ① 補助金適正化法第17条の規定による交付決定の取消、第18条の規定による補助金等の返還及び第19条第1項の規定による加算金の納付。
- ② 補助金適正化法第29条から第32条までの規定による罰則。
- ③ 相当の期間、補助金等の全部又は一部の交付決定を行わない。
- ④ S I I の所管する契約について、一定期間指名等の対象外とする。
- ⑤ 補助事業者等の名称及び不正の内容の公表。

4-8. 事業成果の情報開示

本事業は、その趣旨に基づき、補助対象建築物のZEB化に向けた診断結果ならびに計画策定の内容について情報提供が可能な事業に対し、補助を行うものである。従って、補助事業者から提出されるデータについて、S I I のホームページ等で使用及び公表を行う。正当な理由なく、データの提出がなかった場合には、補助金の交付決定の修正、取消又は返還を求めることもあるので注意すること。

なお、情報の公開に際しては、個人情報等に配慮して、提供された情報を取り扱う。

5. 交付申請の方法

5-1. 申請について

(1) 申請方法

以下の点に注意し、本公募要領及び「交付申請の手引き」をよく確認のうえ申請すること。

- 交付申請はメールによる交付申請書様式及び全ての添付書類の提出とする。
- 交付申請書様式及び添付書類に不備・不足がある場合、原則交付申請を受理しない。
- 紙面郵送による申請は受け付けない。
- S I I から申請者に対して申請書類を受理した旨の連絡はしない。

(2) 公募期間

以下の期間で公募を行う。

公募期間 : 2026年6月26日(金)～2026年10月16日(金) 17:00締切

事業期間 : 交付決定日(最終2026年11月20日(金)) ～ 2026年12月28日(月)まで

【お問い合わせ先】

一般社団法人 環境共創イニシアチブ（S I I） Z E B（ゼブ）事務局

TEL:03-5565-4063

受付時間は平日の10：00～12：00、13：00～17：00です。

また、通話料がかかりますので、ご注意ください。